

プロジェクト名：児童養護施設退所児童のアフターケアに関する研究

—中卒で就職・退所となったケースに焦点をあてて—

プロジェクト代表者：伊藤 嘉余子（教育学部・准教授）

1 研究の背景

全国の児童養護施設には、親による虐待や遺棄、親の死亡や行方不明、親の病気や障害、拘禁など様々な理由によって親に養育されることができない子どもたちが約 30,000 人強生活している。こうした子どもたちが社会的に自立できるよう支援するには、施設入所中のみならず、施設退所後においても継続的な支援（アフターケア）が必要である。なぜなら、一般家庭で育った子どもは、自立後も親や実家を頼ることができるが、施設で育った子どもは、自分の親を頼ったりあてにしたりできない状況にあり、自分が育った施設を頼るほかないからである。

こうした状況を鑑み、2005 年児童福祉法改正によって、児童養護施設退所者のアフターケアが施設業務として初めて位置づけられた。しかし、アフターケア実践に必要な職員配置や人件費・交通費などの費用が保障されたわけではないため、実際には十分なアフターケアを実践できてはおらず、退所者のニーズに応えられていないのが現状である。

2 研究の目的

上記のような問題意識を踏まえ、本研究では、2008 年度に児童養護施設を退所した子どものうち、「中卒で就職・退所した子ども」に焦点をあて、彼らに対するアフターケアの現状と課題、必要な支援について検証することを目的とした。

児童養護施設は、満 18 歳を迎えてから最初の 3/31 まで、また必要に応じて 20 歳まで在所することができるが、児童福祉法に定められているが、施設で生活するには何らかの形で学籍を有していることが一つの条件となる。つまり、どのような事情であれ「中卒で就職」という進路を選択した場合、15 歳であっても施設を退所せざるを得ないことになる。こうした子どもたちには、親元への家庭復帰ケースや 18 歳での退所ケースとは異なるニーズがあると考えられる。

そのため、中卒で就職・退所児童に関する退所時の状況と、その後行われたアフターケアの事例検証を通して、中卒退所ケースに特有のニーズや必要な支援を明らかにするとともに、必要な支援を実践できるような施策や制度のあり方について考察することを目的とした。

3 研究の方法

(1) 調査方法

全国 568 ヶ所の児童養護施設（2009 年 6 月現在）を対象に郵送法にて悉皆調査を実施した。送付した調査票は全 3 種類で、それぞれの調査票における質問内容については表 1 に示したとおりである。

(表 1) 全国の児童養護施設を対象とした悉皆調査の概要

調査票① (施設票)	施設の基本属性、2008 年度の退所児童数と退所理由 2008 年度に実施したアフターケア件数 アフターケア実践にあたっての工夫/苦慮する点
---------------	--

	アフターケアにおいて連携しやすいしにくい機関 など
調査票② (退所児童の個人票)	2008年度に退所したすべての児童に関する個人票 入所理由、家族の状況、退所理由、入所期間、他施設措置経験 退所にあたっての懸案事項 など
調査票③ (アフターケア事例票)	2008年度に実施したアフターケアのうち、最も印象に残っている1事例を選定してもらい、当該ケースについてエピソードを記入してもらった。 当該児童の現在の年齢/退所時年齢、退所後の年数、施設入所期間、 入所/退所理由、現在の住居、生活状況、行ったアフターケアの内容、 特に配慮/工夫した点、今後の見通し など

(2) 倫理的配慮

本研究に係る調査は、日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して行った。

倫理的配慮として、施設長宛の調査依頼文書に、調査結果のうち量的データについてはすべて統計的に処理を行い、施設や個人が特定されたりデータが外部に漏れたりすることがないように十分配慮することを明記するとともに同様の趣旨の文章を調査票表紙にも記述した。

退所児童の個人票やアフターケア実践事例とって質的データについては、個人が特定されることのないよう記述欄を工夫するとともに、調査票管理を厳重に行う旨の文書を依頼文に付した。

また、研究結果を論文または学会における口頭発表として公表することを明記した。データ管理や個人情報保護に関する制約、結果の公表の是非については、調査への回答をもって承諾していただいたこととした。

(3) 分析方法

本研究では、調査票③によって収集したデータの分析を行った。なお必要に応じて調査票①とリンクさせた分析を行った。調査票③で収集したアフターケア実践事例の分析に際しては、コレスポンデンス分析を用いた。

4 研究の結果

(1) 回収率

調査票③の回収数は161ケースであり、回収率は28.3%であった。

161ケースのうち、中卒退所（高校中退を含む）ケースは17ケースであった。

(2) ケースの概要

17ケースのうち、親と同居しているケースは4人であり、13人は親元を離れての生活を送っていた。親と同居ケースにおいては、4ケースとも15歳で退所した児童のみが家計を支えている状態であり、親が親としての役割を果たせていない現状が明らかとなった。

また、6ケースが他施設への措置変更となっていることも特徴的である。その内訳は、障害児（者）施設と児童自立支援施設が半数ずつであった。障害ゆえに高校進学や職場適応が困難なケースへの支援と、職場不適応や生活破たん等によって反/非社会的行動に走る子どもたちへの支援のあり方について考究する必要があることが示唆された。